

# 消費生活に関する重要情報チラシ

## インターネットの普及に伴い、通信販売トラブルが急増中！！



### 【事例1】

SNSでダイエット効果がありそうなサプリメントが500円で試せるという広告を見て、手軽に痩せられそうだと思い注文した。後日商品が届き、500円をコンビニで支払った。10日後また同じ商品が大量に届き、39,800円の請求書が同封されていた。

### 【事例2】

動画サイトで、今なら100円で限定200名のみ美肌クリームを試せるという広告が表示された。定期購入のしぼりがなく「解約保証付き」と書いていたため安心して注文した。しかし、届いた商品が肌にあわず、解約しようとしたが、何度電話をしてもつながらない。そのうち2本目が届いてしまった。

### 【アドバイス】

- ・通信販売は、クーリング・オフが適用されません。
- ・定期購入や支払い総額等の契約内容を、注文する前によく確認しましょう。
- ・返品や解約の有無、解約条件を確認しましょう。
- ・解約の受付は電話だけではなく、メールも可能かを事前に確認しましょう。

### 【その他のネットトラブル事例】

- ① 儲かると言われたのに儲からない、バイナリーオプション取引（金融商品の一種）
- ② 実体の分からないファンド型投資商品や未公開株と怪しい社債
- ③ 求人情報サイトで見つけた在宅ワークに登録後、高額なコンサルタント料を請求される在宅商法
- ④ 知人に紹介されたサイトで、自分の特技を生かしてお金儲けができると言われて契約した情報商材

※「儲け話のネットの情報」を簡単に鵜呑みにせず、まずは消費生活センターに相談しましょう。

### !!「注意報」!!

突然、銀行や宅配業者、通販事業者を装ったショートメッセージ（SMS）が届くことがあります。添付されたURLにアクセスしないようにしましょう。

●●銀行を装う偽メールに注意してください。安全のため設定を行ってください。  
<https://0000000000>

差出人: ●●便 配送センター  
件名: 配達のお知らせ  
お客様にお荷物のお届けにありがとうございました。不在のため持ち帰りました。配送物は下記より確認下さい。  
<http://0000000000>

消費生活に関するご相談は

**草津市消費生活センター**まで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)